

令和 8 年 度  
酒々井町水道水質検査計画

酒々井町上下水道課

# 目 次

1. 基本方針	2
2. 水道事業の概要	2
3. 給水栓（浄水）の水質状況	2
4. 原水の水質状況	2
5. 令和8年度における検査方針	3
6. 水質検査を行う地点、項目及び頻度	4
(1) 地点	4
(2) 検査項目・頻度	4
7. 水質検査の際の方法と品質管理	5
(1) 検査体制	5
(2) 検査の方法	5
i) 委託の範囲	5
ii) 試料の採取および運搬方法並びに検査方法	5
iii) 委託業務の管理	5
(3) 精度管理	5
8. 水道水中に含まれる放射性物質の濃度検査	6
9. 水質検査計画及び検査結果の公表とその評価	6

## 別 表

(1-1) 基準項目(浄水(中川防犯パトロール詰所を除く))	7
(1-2) 基準項目(浄水：中川防犯パトロール詰所)	8
(1-3) 基準項目（原水栓）	9
(2-1) 水質管理目標設定項目(浄水：上本佐倉集会所、原水栓)	10
(2-2) 農薬類（原水栓、浄水：上本佐倉集会所）	10
(3) その他の項目及び要検討項目（原水栓、浄水：上本佐倉集会所）	11
(4) その他毎日検査、毎週検査など	11

## 図 版

各給水栓位置図	12
酒々井町水道施設概要図(井戸・導水管・送水管)	13

# 酒々井町水道水質検査計画

## 1. 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施します。

安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を作成するとともに、その結果を公表いたします。

## 2. 水道事業の概要

当町の水道事業の概要は次のとおりです。

給水区域	酒々井町酒々井、上岩橋、上本佐倉、本佐倉、下台、中川、柏木、下岩橋、伊篠の一部、伊篠新田、今倉新田の一部、尾上、飯積、墨、馬橋、東酒々井1丁目、東酒々井2丁目、東酒々井3丁目、東酒々井4丁目、東酒々井5丁目、東酒々井6丁目、上本佐倉1丁目、中央台1丁目、中央台2丁目、中央台3丁目、中央台4丁目、ふじき野1丁目、ふじき野2丁目及びふじき野3丁目
水源の名称及び水源の種類	地下水（町内深井戸8井）及び表流水（表流水については印旛郡市広域市町村圏事務組合より浄水を受水）
浄水場の名称	酒々井町 尾上浄水場
浄水方法	塩素処理、除鉄・除マンガン処理
受水	千葉県企業局柏井浄水場にて浄水処理された水道水を印旛郡市広域市町村圏事務組合から受水。

## 3. 給水栓（浄水）の水質状況

尾上浄水場から町内に配水している浄水に関する水質検査結果は、令和7年度について異常は認められませんでした。

各検査項目の詳細な分析結果につきましては町ホームページに令和8年3月31日まで掲載してありますので、参照してください。

## 4. 原水の水質状況

当町の水源は、町内8井（せい、深井戸）からの取水と、印旛郡市広域市町村圏事務組合（印旛広域水道用水供給事業）からの受水となっております。取水井8井からの水質については現在まで特に異常は認められません。また、原水中に含まれる微量の鉄イオン・マンガンイオンが塩素に反応し、赤水の原因となることから、除鉄・除マンガンろ過方式による急速ろ過機により赤水の原因物質を除去しています。

受水している水道用水の水質については、千葉県企業局で安全を確認する検査を行っているほか、印旛郡市広域市町村圏事務組合でも当町の浄水場に流入する地点で定期

的に検査を行っております。詳細につきましては、千葉県水道局及び印旛郡市広域市町村圏事務組合の水質検査計画を参照してください。

## 5. 令和8年度における検査方針

酒々井町では、令和7年度までの各年度において、水道水質検査計画に基づき水質検査を実施してきました。令和8年度についても、検査項目は別表のとおり定期検査を実施することとします。

また、採水、導水及び浄水処理及び配水等に問題が生じた場合、水道法の規定に基づいて、該当する物質について臨時検査を行います。

臨時検査は次の場合に実施いたします。

- ①水源における水質事故の影響を受けたとき。
- ②浄水処理に異常が生じた時。
- ③給水栓における検査で水質に異常が認められたとき。
- ④原水の水質が急激に変化したとき。
- ⑤その他、必要と認められるとき。

### 浄水の水質検査計画

浄水については水道法その他関係法令等の規定に基づき、水質基準項目及び水質管理目標設定項目並びに要検討項目、その他の項目等について検査します。検査時期や回数については別表を参照してください。なお、水質管理目標設定項目及び要検討項目並びにその他の項目等については、上本佐倉集会所での検査結果を指標として状況を確認します。

検査地点につきましては、継続して観測する必要があることから、令和7年度に引き続き5か所の地点を選定しております。

### 原水の水質検査計画

水道法その他関係法令等の規定に基づき、水質基準項目及び水質管理目標設定項目並びに要検討項目・その他の項目について検査します。水質基準項目については、消毒副生成物等以外の項目について検査を実施します。また、水質管理目標設定項目については必要な項目について浄水・原水で年1回検査を実施します。双方とも、水質の変化が考えられる夏季に検査を予定しています。詳細については別表（2-1）を参照してください。

上記の他に毎日検査及び毎週検査を実施します。

#### 【毎日検査】

尾上浄水場内の給水栓にて、水温・色・濁り・pH・残留塩素等の項目について1日5回、浄水処理過程（ろ過水等）においても1日1回検査を実施します。

また、末端給水栓2か所（中之尾余南公園・下岩橋消防機庫）にて色度、濁度、残留塩素濃度の3項目検査を実施します。

#### 【毎週検査】

毎週1回、配水管末端にある給水栓として上本佐倉集会所、下岩橋消防機庫、中之尾余南公園、伊籾新田コミュニティセンター、くじら公園、配水直後の給水栓として尾上浄水場内

で水温・水圧・残留塩素・pH・臭気・味・色度・濁度の検査を行います。

また、原水について、第1・2・3・4・5・7・9・10号取水井で水温・pH・臭気・味・色度・濁度の検査を実施します。

## 6. 水質検査を行う地点、項目及び頻度

当町では前年度までの検査結果を基にして、法令等と照らし合わせながら皆様が安全でおいしい水を飲んでいただけるように定期的に水質検査を実施しております。そのために、以下の項目について設定をし、本年度も検査を行います。

### (1) 検査地点

当町で検査を実施する地点として、「浄水（給水栓）」は「上本佐倉集会所」、「下岩橋消防機庫」、「中之尾余南公園」、「伊籾新田コミュニティセンター」の各末端の給水栓及び「中川防犯パトロール詰所」であり、「原水（原水栓）」は、「浄水場原水栓」を選定しております。なお、文中、表中などに出てくる「各採水地点」とは、浄水5地点及び原水1地点を表しております。

詳細につきましては図版をご参照ください。

### (2) 検査項目・頻度

平成24年度までの検査結果が法令で定める基準を満たしていたことから、平成25年度については一部の検査項目を省略していましたが、平成26年度以降は、基準項目すべてについて検査を実施しており、省略している項目はありません。なお、令和8年度の水質検査を別表（1-1）～（4）のとおり実施することとしました。

基準項目検査については、法令に基づき、水質基準項目（52項目）の水質検査を行います。各項目の実施頻度は法令に基づく頻度で行いますが、一部の項目については、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上、また、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上の実施へと、検査回数を減じることができですが、当町では検査回数を減じることができる場合においても、水質の変化に対応できるよう、年1回は必ず検査を実施します。（原水についても年1回の検査を行います）

また水質基準項目中のカビ臭原因物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については地下水系では過去において検出されたことはありませんが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査を実施します。

水質管理目標設定項目については、年1回原水にて検査を行います。ただし、消毒副生成物は浄水で検査を行います。

また、その他の項目については、色、濁り及び消毒の残留効果の検査は、2箇所の末端地点で毎日行います。

### 【解説】

**基準項目**：水道法で検査が義務付けられている項目。

**水質管理目標設定項目**：値は高くないが水道水中で検出される、あるいは検出される可能性があるなど、水道水質管理上注意をすべき項目です。

**要検討項目**：毒性評価が定まってない、あるいは浄水中での存在量が不明なものについて、評価をするための情報を集める項目です。ダイオキシン類の他46項目あります。

**その他の項目**として、アンモニア態窒素、クリプトスポリジウム・ジアルジア、嫌気性芽胞菌（ウェルシュ菌）数などの化学的生成物質や生物に関する検査項目などがあります。

## 7. 水質検査の際の方法と品質管理

### (1) 検査体制

当町の水質検査は毎日検査、毎週検査を除き、水道法第20条に基づき登録された検査機関の中からISO/IEC 17025、または水道GLP（公益社団法人日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範）の取得を行っている者に委託しております。

さらに残留塩素濃度の検査については、遊離残留塩素を用いた測定方法で塩素濃度を測定します。

### (2) 検査の方法

#### i) 委託の範囲

委託する検査項目及び頻度は、別表（1-1）から（4）の検査項目及び検査頻度のとおりです。

#### ii) 試料の採取及び運搬方法並びに検査方法

試料の採取および運搬は、委託検査機関の検査員が行い、採取方法及び運搬の方法は、「水質検査・管理業務等委託積算要領 I 特記仕様書編 2 特記仕様書の作成」（平成23年12月 公益社団法人日本水道協会）に基づいて実施します。

各項目の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年7月22日環境省告示第261号）及び「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成15年9月29日環境省告示第318号）並びに水温に関して「上水試験方法 2020年版」（令和3年3月 公益社団法人日本水道協会）に基づき実施します。

#### iii) 委託業務の管理

水質検査を委託するにあたり、その業務を遂行するために、作業日報及び写真の提出、速報値の報告並びにガスクロマトグラフやイオンクロマトグラフ、チャートなどのデータの提出などにより迅速な水質の把握と業務の適正な管理を行います。

### (3) 精度管理

当町の水質検査は外部機関に委託しておりますので、委託先機関においての内部精度管理について把握に努めております。

検査結果については、内部でクロスチェックを行い、その結果について報告を受けます。機器については、適正な結果が得られるよう定期点検並びに自主点検を実施します。

同様に外部精度管理についてもその結果報告を受け、管理の適性について把握を行います。

## 8. 水道水中に含まれる放射性物質の濃度検査

当町においては前年度に引き続き、浄水及び原水について検査を行います。現在までの検査結果より環境省の指針等に基づき3ヶ月に1度の検査頻度で、別表(4)のとおり実施します。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表とその評価

- a. 水質検査計画及び検査結果等は町ホームページで公表いたします。環境省が定める基準項目及び水質管理目標設定項目並びにその他の項目、要検討項目に関する基準値及び目標値については、水質検査結果の表をご覧ください。
- b. 検査結果を公表した後意見を聞き、次年度の水質検査計画作成に役立てます。
- c. 当町における水質検査は、**7. 水質検査の際の方法と品質管理**のとおり登録検査機関に委託しております。これは検査体制の問題及び専門機関による高い精度での問題発見を目的としているためです。  
また、毎日の水質検査においては、上下水道課員又は委託事業者が町内の末端給水栓について検査を実施しておりますが、土・日・祝日については、浄水場の運転管理委託業者に検査を委託しております。
- d. 本検査計画は、千葉県と協議して決定いたします。また、千葉県からは県内取水場の存在する湖沼河川に関する定期的な水質情報を提供されております。  
さらに、当町において受水している印旛広域市町村圏事務組合水道企業部からも水質情報を受けております。
- e. 定期的あるいは臨時的に実施し、提出された報告書に関し、水質基準に適合しているかについて精査、確認をいたします。その上で評価を実施したのちにホームページ上にて結果及び評価を公開いたします。検査結果が異常値(基準値または目標値と著しく違う値)を示した場合や、感染症の流行など必要があると認められる場合は、速やかに臨時検査と原因究明を行います。

## 別表 令和8年度 水質検査実施計画

水質検査表

〈水質基準項目の検査について〉

No	検査項目	検の種類	検査頻度 (回/年)	検査回数設定理由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	4	過去3年間に於いて検出されることがなく水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査頻度とする。
基4	水銀及びその化合物	委託	4	
基5	セレン及びその化合物	委託	4	
基6	鉛及びその化合物	委託	4	
基7	ヒ素及びその化合物	委託	4	
基8	六価クロム及びその化合物	委託	4	
基9	亜硝酸態窒素	委託	4	
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	委託	4	過去3年間に於いて検出されることがなく水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年4回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	4	
基12	フッ素及びその化合物	委託	4	
基13	ホウ素及びその化合物	委託	4	
基14	四塩化炭素	委託	4	
基15	1, 4-ジオキサン	委託	4	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	委託	4	
基17	ジクロロメタン	委託	4	
基18	テトラクロロエチレン	委託	4	
基19	トリクロロエチレン	委託	4	
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	委託	4	
基21	ベンゼン	委託	4	
基22	塩素酸	委託	4	
基23	クロロ酢酸	委託	4	
基24	クロロホルム	委託	4	
基25	ジクロロ酢酸	委託	4	
基26	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基27	臭素酸	委託	4	
基28	総トリハロメタン	委託	4	
基29	トリクロロ酢酸	委託	4	

健康に関する項目



	基30	プロモジクロロメタン	委託	4	
	基31	プロモホルム	委託	4	
	基32	ホルムアルデヒド	委託	4	
性状に関する項目	基33	亜鉛及びその化合物	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査頻度とする
	基34	アルミニウム及びその化合物	委託	4	過去3年間に於いて検出されることがなく水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査頻度とする
	基35	鉄及びその化合物	委託	4	
	基36	銅及びその化合物	委託	4	
	基37	ナトリウム及びその化合物	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査頻度とする
	基38	マンガン及びその化合物	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査頻度とする
	基39	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
	基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
	基41	蒸発残留物	委託	4	
	基42	陰イオン界面活性剤	委託	4	過去3年間に於いて検出されることがなく水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査頻度とする
	基43	ジェオスミン	委託	4	過去に於いて検出されたことはないが、水質変化に対応できるよう、年4回の検査頻度とする
	基44	2-メチルイソボルネオール	委託	4	
	基45	非イオン界面活性剤	委託	4	過去3年間に於いて検出されることがなく水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年4回の検査頻度とする
	基46	フェノール類	委託	4	月1回の検査頻度とする
	基47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	委託	12	
	基48	pH 値	委託	12	
	基49	味	委託	12	
	基50	臭気	委託	12	
基51	色度	委託	12		
基52	濁度	委託	12		

(1-1)基準項目（浄水（中川防犯パトロール詰所を除く））

No.	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	鉛及びその化合物		△			○			△			△	
4	水銀及びその化合物		△			○			△			△	
5	セレン及びその化合物		△			○			△			△	
6	鉛及びその化合物		△			○			△			△	
7	ヒ素及びその化合物		△			○			△			△	
8	六価クロム及びその化合物		△			○			△			△	
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	アンモニウムイオン及び塩化アン		△			○			△			△	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○	
13	砒素及びその化合物		△			○			△			△	
14	四塩化炭素		△			○			△			△	
15	1,4-ジオキサン		△			○			△			△	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		△			○			△			△	
17	ジクロロメタン		△			○			△			△	
18	テトラクロロエチレン		△			○			△			△	
19	トリクロロエチレン		△			○			△			△	
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA)		△			○			△			△	
21	ベンゼン		△			○			△			△	
22	塩素酸		○			○			○			○	
23	クロロ酢酸		○			○			○			○	
24	クロロホルム		○			○			○			○	
25	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
26	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
27	臭素酸		○			○			○			○	
28	総トリハロメタン		○			○			○			○	
29	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
30	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
31	ブromホルム		○			○			○			○	
32	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
33	亜鉛及びその化合物		△			○			△			△	
34	アルミニウム及びその化合物		△			○			△			△	
35	鉄及びその化合物		△			○			△			△	
36	銅及びその化合物		△			○			△			△	
37	ナトリウム及びその化合物		△			○			△			△	
38	マンガニウム及びその化合物		△			○			△			△	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		△			○			△			△	
41	蒸気残留物		△			○			△			△	
42	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○	
43	ジェオスミン		○			○			○			○	
44	2-メチルイソボルネオール		○			○			○			○	
45	非イオン界面活性剤		△			○			△			△	
46	フェノール類		△			○			△			△	
47	有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※△：上本佐倉集会所

## (1-2) 基準項目 (浄水 (中川防犯パトロール詰所))

No.	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物												
4	水銀及びその化合物												
5	セレン及びその化合物												
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	ヒ素及びその化合物												
8	六価クロム及びその化合物												
9	亜硝酸態窒素												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素												
12	フッ素及びその化合物												
13	砒素及びその化合物												
14	四塩化炭素												
15	1,4-ジオキサン												
16	ジス-1,2-ジオキサチレン及びトランス-1,2-ジオキサチレン												
17	ジクロロメタン												
18	テトラクロロエチレン												
19	トリクロロエチレン												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-イル)カルボン酸(別名 PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)												
21	ベンゼン												
22	塩素酸												
23	クロロ酢酸												
24	クロロホルム												
25	ジクロロ酢酸												
26	ジブロモクロロメタン												
27	臭素酸												
28	総トリハロメタン												
29	トリクロロ酢酸												
30	ブロモジクロロメタン												
31	ブロモホルム												
32	ホルムアルデヒド												
33	亜鉛及びその化合物												
34	アルミニウム及びその化合物												
35	鉄及びその化合物												
36	銅及びその化合物												
37	ナトリウム及びその化合物												
38	マグネシウム及びその化合物												
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)												
41	蒸発残留物												
42	陰イオン界面活性剤												
43	ジェオスミン												
44	2-メチルイソボルネオール												
45	非イオン界面活性剤												
46	フェノール類												
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## (1-3)基準項目(原水栓)

	No.	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
健康に 関 す る 項 目	1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○	
	4	水銀及びその化合物		○			○			○			○	
	5	セレン及びその化合物		○			○			○			○	
	6	鉛及びその化合物		○			○			○			○	
	7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○	
	8	六価クロム及びその化合物		○			○			○			○	
	9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
	10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ		○			○			○			○	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
	12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○	
	13	砒素及びその化合物		○			○			○			○	
	14	四塩化炭素		○			○			○			○	
	15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○			○			○			○	
	17	ジクロロメタン		○			○			○			○	
	18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○	
	19	トリクロロエチレン		○			○			○			○	
	20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)		○			○			○			○	
	21	ベンゼン		○			○			○			○	
	22	塩素酸												
	23	クロロ酢酸												
	24	クロロホルム												
	25	ジクロロ酢酸												
	26	ジブロモクロロメタン												
	27	臭素酸												
	28	総トリハロメタン												
	29	トリクロロ酢酸												
	30	ブロモジクロロメタン												
	31	ブロモホルム												
	32	ホルムアルデヒド												
	33	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○	
性 状 に 関 す る 項 目	34	アルミニウム及びその化合物		○			○		○			○		
	35	鉄及びその化合物		○			○		○			○		
	36	銅及びその化合物		○			○		○			○		
	37	ナトリウム及びその化合物		○			○		○			○		
	38	マンガン及びその化合物		○			○		○			○		
	39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			○		○			○		
	41	蒸発残留物		○			○		○			○		
	42	陰イオン界面活性剤		○			○		○			○		
	43	ジェオスミン		○			○		○			○		
	44	2-メチルイソボルネオール		○			○		○			○		
	45	非イオン界面活性剤		○			○		○			○		
	46	フェノール類		○			○		○			○		
	47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	48	pH值	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## (2-1) 水質管理目標設定項目 (浄水：上本佐倉集会所、原水栓)

	No.	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	1	アンチモン及びその化合物					原							
2	2	ウラン及びその化合物					原							
3	3	ニッケル及びその化合物					原							
4	5	1,2ジクロロエタン					原							
5	8	トルエン					原							
6	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)					原							
7	10	亜塩素酸					浄							
8	12	二酸化塩素					浄							
9	13	ジクロロアセトニトリル					浄							
10	14	抱水クロラール					浄							
11	15	農薬類					原浄							
12	16	残留塩素	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄
13	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					浄							
14	18	マンガン及びその化合物					浄							
15	19	遊離炭酸					原浄							
16	20	1,1,1-トリクロロエタン					原							
17	21	メチルtert-ブチルエーテル(MTBE)					原							
18	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					原浄							
19	23	臭気強度(TON)					原浄							
20	24	蒸発残留物					原浄							
21	25	濁度					原浄							
22	26	pH値					原浄							
23	27	腐食性(ランゲリア指数)					原浄							
24	28	従属栄養細菌					原浄							
25	29	1,1-ジクロロエチレン					原							
26	30	アルミニウム及びその化合物					原浄							

## (2-2) 農薬類 (浄水：上本佐倉集会所、原水栓)

番号	農薬名	8月
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	原
2	2, 2-DPA(ダラポン)	原
3	2, 4-D(2, 4-PA)	原
4	EPN	原
5	MCPA	原
6	アシュラム	原 浄
7	アセフェート	原 浄
8	アトラジン	原 浄
9	アニロホス	原
10	アミトラズ	原
11	アラクロール	原
12	イソキサチオン	原
13	イソフェンホス	原
14	イソプロカルブ(MIPC)	原
15	イソプロチオラン(IPT)	原
16	イプフェンカルバゾン	原
17	イプロベンホス(IBP)	原

18	イミノクタジン	原 浄
19	インダノファン	原
20	エスプロカルブ	原 浄
21	エトフェンプロックス	原 浄
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	原
23	オキサジクロメホン	原
24	オキシ銅 (有機銅)	原 浄
25	オリサストロビン	原
26	カズサホス	原
27	カフェンストロール	原 浄
28	カルタップ	原
29	カルバリル (NAC)	原
30	カルボフラン	原
31	キノクラミン (ACN)	原
32	キャプタン	原 浄
33	クミルロン	原
34	グリホサート	原 浄
35	グルホシネート	原
36	クロメプロップ	原
37	クロルニトロフェン (CNP)	原
38	クロルピリホス	原
39	クロロタロニル (TPN)	原 浄
40	シアナジン	原
41	シアノホス (CYAP)	原
42	ジウロン (DCMU)	原
43	ジクロベニル (DBN)	原
44	ジクロルボス (DDVP)	原 浄
45	ジクワット	原 浄
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	原
47	ジチオカルバメート系農薬	原
48	ジチオピル	原
49	シハロホップブチル	原
50	シマジン (CAT)	原
51	ジメタメトリン	原
52	ジメトエート	原
53	シメトリン	原 浄
54	ダイアジノン	原 浄
55	ダイムロン	原 浄

56	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	原
57	チアジニル	原
58	チウラム	原 浄
59	チオジカルブ	原 浄
60	チオファネートメチル	原
61	チオベンカルブ	原 浄
62	テフリルトリオン	原
63	テルブカルブ（MBPMC）	原
64	トリクロピル	原
65	トリクロルホン（DEP）	原
66	トリシクラゾール	原
67	トリフルラリン	原 浄
68	ナプロパミド	原
69	パラコート	原
70	ピペロホス	原
71	ピラクロニル	原
72	ピラゾキシフェン	原
73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	原
74	ピリダフェンチオン	原
75	ピリブチカルブ	原
76	ピロキロン	原
77	フィプロニル	原
78	フェニトロチオン（MEP）	原 浄
79	フェノブカルブ（BPMC）	原 浄
80	フェリムゾン	原
81	フェンチオン（MPP）	原
82	フェントエート（PAP）	原 浄
83	フェントラザミド	原
84	フサライド	原 浄
85	ブタクロール	原
86	ブタミホス	原 浄
87	ブプロフェジン	原
88	フルアジナム	原
89	プレチラクロール	原 浄
90	プロシミドン	原 浄
91	プロチオホス	原
92	プロピコナゾール	原
93	プロピザミド	原



94	プロベナゾール	原 浄
95	ブロモブチド	原
96	ベノミル	原 浄
97	ペンシクロン	原
98	ベンゾビシクロン	原
99	ベンゾフェナップ	原
100	ベнтаゾン	原 浄
101	ペンディメタリン	原 浄
102	ベンフラカルブ	原 浄
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	原
104	ベンフレセート	原
105	ホスチアゼート	原
106	マラチオン (マラソン)	原 浄
107	メコプロップ (MCPP)	原
108	メソミル	原 浄
109	メタラキシル	原 浄
110	メチダチオン (DMTP)	原
111	メトミノストロビン	原
112	メトリブジン	原
113	メフェナセット	原
114	メプロニル	原 浄
115	モリネート	原

### (3) その他の項目及び要検討項目(原水栓)

	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	アンモニア態窒素		原			原			原			原	
2	クリプトスポリジウム					原							
3	ジアルジア					原							
4	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ菌)	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
5	硫酸イオン					原						原	

※「原」：原水栓  
5、6は「要検討項目」です

(4) 毎日検査、毎週検査、その他検査

	検査項目	検査頻度	浄水	原水	検査体制	備考
毎日 検査	色 度	1回/日	○		職員による	土・日、祝祭日の検査は 浄水場運転管理委託業 者に検査委託している
	濁 度	1回/日	○			
	残留塩素	1回/日	○			
毎週 検査	色 度	1回/週	○	○	職員による	
	濁 度	1回/週	○	○		
	残留塩素	1回/週	○	○		
	味	1回/週	○	○		
	臭 気	1回/週	○	○		
	pH 値	1回/週	○	○		
	水 圧	1回/週	○	○		
水 温	1回/週	○	○			
その他	放射性物質 濃度測定※	4回/年	○	○	外部検査機関に委託	検査頻度は環境省通知 に基づく

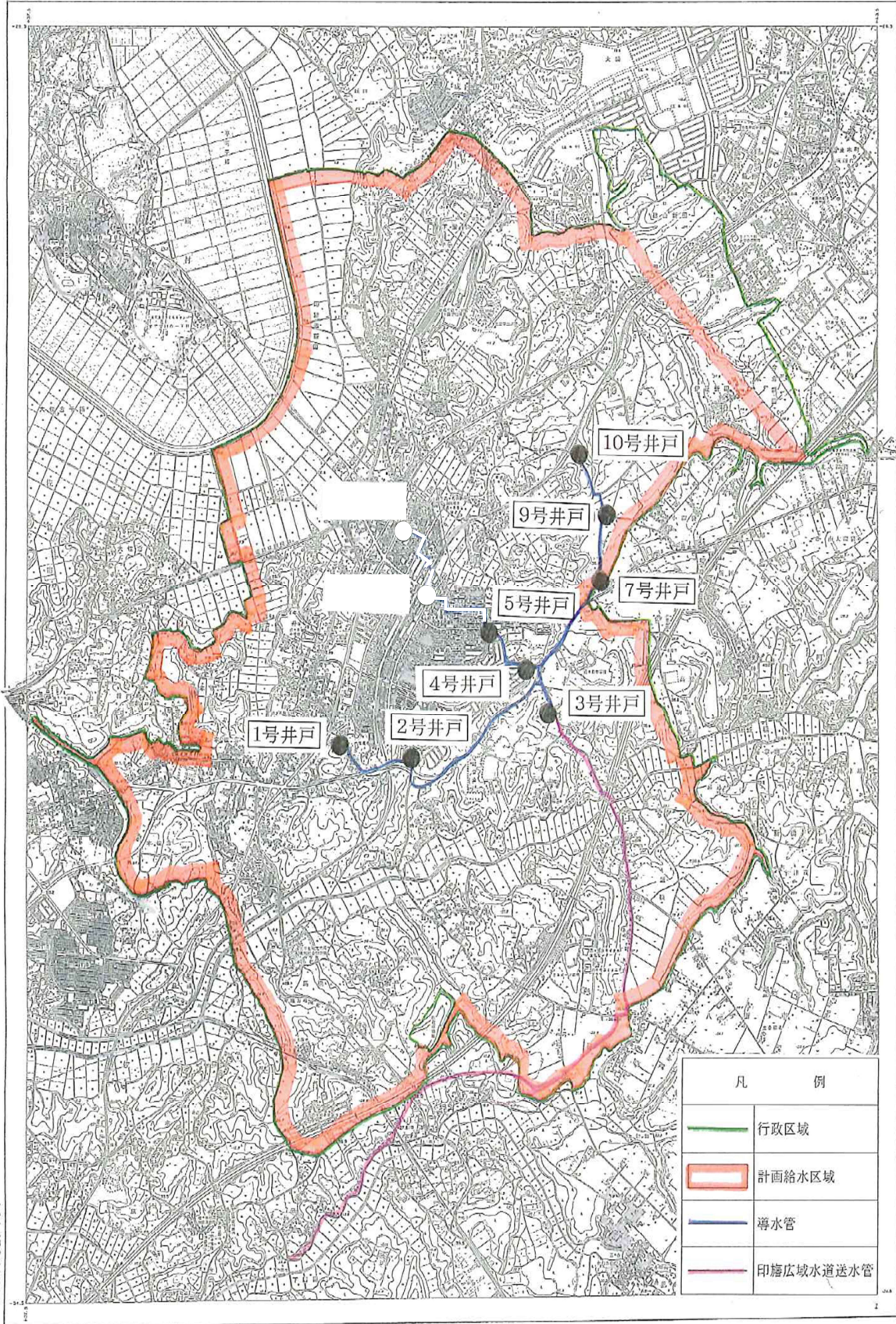
※放射性物質についてはセシウム 134 (Cs134) 及び  
セシウム 137 (Cs137) の濃度測定を実施します





1:25,000

# 酒々井町水道施設概要図(井戸・導水管・送水管)



7  
ア  
シ  
ア  
電  
機  
研  
究  
所  
株  
式  
会  
社  
調  
査

酒  
々  
井  
町  
役  
場